

【スポーツ施設利用案内】

陸上競技場 サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、グラウンドゴルフ等の競技は専用利用のみ。専用利用は、団体が競技会・事業等で使用する場合のみで、大会要項の提出が必要。

多目的グラウンド 少年野球・ソフトボール4面、少年サッカー3面、他 多目的用途にご利用いただけます。

総合運動公園布引陸上競技場 利用料金表

2023.4

種別又は区分	区分	単位	金額	摘要
貸切利用(陸上)	市内	平日1時間	2,000円	大会・競技会・事業等に限る
		休日1時間	2,500円	
	市外	平日1時間	4,000円	
		休日1時間	5,000円	
団体利用(陸上)	県内	1時間	1,000円	10人以上の場合。 児童・生徒は半額(3歳以下・高校生以下)
	県外		2,000円	
個人利用(陸上)	県内	1回	200円	65歳以上と身障者は半額 児童・生徒は半額(3歳以下・高校生以下)
	県外		400円	
トレーニング室	市内	1回	400円	中学生以下は利用不可。2時間を限度とする 65歳以上と身障者は半額(市内在住)
	市外		600円	
		市内回数券 市外回数券	4,000円 6,000円	11枚綴り
会議室	市内	1時間	400円	机 30台 イス60脚 ホワイトボード3台
来賓室	市内	1時間	200円	
陸上競技用具団体	共通	1式1回	2,000円	附属設備
個人		1種目	100円	
放送用具		1式1回	2,000円	
写真判定装置		1式1回	30,000円	
電光掲示板		1式1回	10,000円	
温水シャワー	1回	1人	100円	10人以上の団体利用は 1,000円
多目的グラウンド利用料	市内	1面1時間	400円	A・B・C・D面 共通 夜間利用も可(2面まで)
照明料	共通	1面1時間	1,000円	
放送用具		1式1回	1,000円	
グラウンドゴルフ場	1回	1人	200円	午前・午後。8ホール 個人利用に限る

- 原則として規定時間外に利用することはできない。ただし、特別の理由により時間区分を超えて利用するときの使用料は5割に相当する額をその超える1時間ごとに加算した額とする。
- 市外在住者または市外に所在する法人若しくは団体が利用する場合は、当該額(照明料・附属設備利用料は除く)の2倍に相当する額とする。ただし、トレーニング室は除く。
- 1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなし計算。なお、準備、後始末に要する時間は利用時間に含む。
- 照明設備の利用時間が1時間を超えたときは、超えた時間30分ごとに当該利用料の2分の1に相当する額を加算する。
- 電気・水道又は冷暖房を使用する場合は、実費相当額を別に徴収することができる。
- 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 入場料その他これに類する金額を徴収する場合の利用料は当該利用料の3倍に相当する額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合であってもスポーツ以外に利用する場合の利用料は当該利用料の2倍に相当する額とする。
- 陸上競技場の利用内容によっては、トレーニング室の利用時間を規制することができる。
- 芝生の養生期間が必要となった時は、利用を許可しないことができる。
- 休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 平日とは、休日以外の日をいう。
- 児童・生徒とは3歳以上の幼児、小学生の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 高齢者とは、65歳以上の者をいう。
- 障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、滋賀県療育手帳制度実施要項(昭和48年12月1日施行)に規定する療育手帳の交付を受けている者及び精神保険及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 貸切とは、団体が競技会、行事等で利用する場合をいう。
- 共用とは、陸上競技場用の施設を利用する場合において、占有することなく利用者が譲り合って利用することをいう。